

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
石黒建設株式会社(福井県福井市西開発3-301-1)[1000000750]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年6月2日 ~ 令和2年7月1日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格事業者は、「東海北陸自動車道 旅川橋(下部工)工事」(金沢支社発注)にて、令和2年4月14日ライナープレートの裏込コンクリート撤去作業中のH鋼落下により、作業員が負傷する事故を発生させたもの。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)